

埼例規第68号・生経

平成11年11月 8 日

埼玉県警察本部長

環境関係事犯指導取締り推進要領の制定について（例規通達）

環境関係事犯の指導取締りを効果的に推進するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、
平成11年12月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

環境関係事犯指導取締り推進要領

第1 趣旨

この要領は、環境関係事犯（公害関係事案を除く。以下同じ。）の指導取締りの推進に
関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

関係行政機関（自治体の環境関係部局等をいう。以下同じ。）との連携の下、環境関係
事犯に対する取締り並びに環境関係事犯の抑止及び環境破壊の拡大防止のための取組を推
進するものとする。

第3 環境関係事犯に対する取締り

1 取締り重点

環境関係事犯の取締り重点は、次に掲げるものとする。

- (1) 広域にわたる産業廃棄物の不法投棄事犯、有害廃棄物事犯及び野外焼却を伴う廃棄物
事犯等の環境犯罪
- (2) 組織的かつ計画的に敢行される環境関係事犯
- (3) 暴力団が関与する環境関係事犯
- (4) 排出業者等が関与する廃棄物事犯
- (5) 行政指導を無視して敢行される環境関係事犯
- (6) その他社会的に反響の大きい環境関係事犯

2 取締り推進要領

- (1) 環境関係事犯は、その罪質、罪情、被害の状況、住民感情等を勘案して、悪質と認め
られるものについて厳格な検挙措置を講じるとともに、地域住民の取締り要望を十分把
握し、要望の高い事犯に対する取締りを推進すること。
- (2) 地域住民が自発的に行う不法投棄事犯等防止活動と連携し、効果的な取締りを推進す
ること。
- (3) 県民から環境関係事犯に対する情報提供が積極的に得られるよう、相談窓口の充実、
環境問題に関する困りごと相談への的確な対応等を図ること。
なお、相談窓口の設置に関しては、関係行政機関に対してもこれを働き掛けること。
- (4) 捜査に当たっては、幹部の指揮の下、綿密な内偵を実施して証拠資料を確保するとと

もに、事件の着手時期、捜査方法、捜査体制等を十分検討して行うこと。

第4 環境関係事犯の抑止及び環境破壊の拡大防止のための取組

1 広報啓発活動の推進

環境保護団体、事業者団体等の関係団体との連携の下、各種広報啓発活動を積極的に行い、排出業者等の遵法意識を高揚させるとともに、環境関係事犯を検挙した場合には、効果的な広報を実施するなどして、広く県民の間に環境関係事犯を許さない気運を醸成すること。

2 関係行政機関との連携

環境関係事犯の実態に関する積極的な情報交換及び環境関係事犯の未然防止を図るために監視活動の強化を図るとともに、環境破壊の拡大を早期に防止するため、関係行政機関に対し、行政命令、行政指導等の行政措置の早期発動を積極的に要請すること。

3 関係業界等への指導

廃棄物処理を巡る諸問題等の実態把握に努めるとともに、この実態把握、事件検挙等により、排出業者、処理業者等の問題点が明らかになった場合は、排出業者等の関係業界に対し、その是正に対する自主的な取組を要請するなど、関係業界等への指導を強化すること。

第5 報告等

1 第3の1の取締り重点に係る環境関係事犯を認知し、又は検挙した場合は、その都度、環境関係事犯発生報告（別記様式第1）及び環境関係事犯検挙報告（別記様式第2）により、生活安全部生活経済課長を経て速報すること。

2 第3の1の取締り重点に係る環境関係事犯以外の環境関係事犯を処理した場合は、環境関係事犯処理票（別記様式第3）により、その状況を明らかにしておかなければならぬ。

実施日

この例規通達は、平成11年12月1日から実施する。

実施日（平成17年3月29日務第657号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成19年1月10日生環二第6号）

この通達は、平成19年2月1日から実施する。

実施日（平成27年3月31日務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成30年12月5日文第421号）

この通達は、平成30年12月5日から実施する。

(様式省略)